

(行政報告)

第２期白岡市文化財保存活用地域計画の認定について

教育部

市では、令和３年度に白岡市文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁の認定を受け、市内に残された文化財を指定、未指定にかかわらず、キーワードやストーリーでつなげて、市内外に情報発信を行うとともに、市民との協働により文化財の保護と文化財を活用したまちづくりや地域おこしを進めております。

第１期文化財保存活用地域計画の計画期間が令和３年度から令和７年度までの５か年度であることから、令和８年度から令和１７年度までを計画期間とする「第２期文化財保存活用地域計画」を作成し、本年７月１７日開催の文化審議会文化財分科会の認定答申を受け、同日文化庁長官の認定となりました。

本計画は、第１期計画の成果を踏まえ、白岡市文化財保存活用地域計画策定協議会において検討を行い、素案を作成いたしました。これをもとに、令和８年１月１４日から２月１４日までパブリックコメントを実施し、さらに文化庁との協議を重ねて策定に至ったものでございます。

今後は、本計画のスローガン「地域の文化財を地域の手で守る」を合言葉に、将来像として掲げた「郷土の文化財に親しみ、理解し、みんなの力で守り伝える活気あふれる歴史文化都市」を目指して、文化財所有者、愛護団体、学習団体のほか、地域団体、学校などと広く連携を図り、文化財をまちづくりや地域おこし、人づくりなどに活用するための施策を推進して参ります。